

「キッチンも子どもを遊ばせる空間もあって助かる。また使いたい」が浮かびあがる。特区民泊に二の足を踏むのはなぜか。背景を探ると参入に立ち塞がる壁が浮かびあがる。

注目先行 伸びぬ物件



民泊サイト運営「とまれる」が手掛ける東京都大田区の物件は外国からの家族連れ客にも好評

同じ民泊でも 複数の枠組みが並立する	
	特徴
特区民泊	国家戦略特区で認められた自治体が物件の申請を受ける。大田区のほかに大阪府・市、北九州市
簡易宿所の活用	旅館業法に基づく宿泊施設。国は昨年、必要な面積やフロント設置の規制を緩和した
民泊新法	政府が今国会提出へ。営業は年180日以下、住宅提供者は自治体に届け出、仲介サイトは観光庁に登録などの内容に

業者、新法にらみ様子見

大田区の蒲田駅から少し離れた閑静な住宅街に建つ一軒家。実は特区民泊物件だ。シンガポールからやってきた一家は畳敷きの和室なども備えた部屋を満喫していた。

・千代田）が手掛ける。三口聡之介社長は「予約が3カ月ゼロだったり、長期滞在があったりと最初は物件によってばらつきが大きかった。でも昨年10月以降は利用が安定してきた」と手応えを語る。

月末までに100件を超す可能性があるとみて準備を進めていた。初回の説明会が立ち見も出る盛り況だったからだ。大田区以外への広がりも見越している。全5回に全国から1千人超が集まった。

注目度の高さから区は地元への波及効果に期待を寄せた。商店街に対しては外国人向けの多言語提供を終えたサービスも

あるという。認定物件も30日時点で29物件88室だ。物件が期待したほど増えない理由の一つは、参入へのハードルだ。例えば消防法で定めた防火設備への投資負担の大きさ、他にも区の生活衛生課など複数の部局を回って事前相談しなければならず、近隣住民への説明も求められる。

参入を検討した不動産業者は「特区なのに旅館業法の『簡易宿所』とあまり変わらない」と不満げだ。

「利用は6泊7日以上」の条件もネックだ。同じ場所に1週間以上いる客は限られる。事業者にとっては、部屋が5日空いていても新たな予約を受け付けられない。

「利用は6泊7日以上」の条件もネックだ。同じ場所に1週間以上いる客は限られる。事業者にとっては、部屋が5日空いていても新たな予約を受け付けられない。

「利用は6泊7日以上」の条件もネックだ。同じ場所に1週間以上いる客は限られる。事業者にとっては、部屋が5日空いていても新たな予約を受け付けられない。

「利用は6泊7日以上」の条件もネックだ。同じ場所に1週間以上いる客は限られる。事業者にとっては、部屋が5日空いていても新たな予約を受け付けられない。

「利用は6泊7日以上」の条件もネックだ。同じ場所に1週間以上いる客は限られる。事業者にとっては、部屋が5日空いていても新たな予約を受け付けられない。

「利用は6泊7日以上」の条件もネックだ。同じ場所に1週間以上いる客は限られる。事業者にとっては、部屋が5日空いていても新たな予約を受け付けられない。

「利用は6泊7日以上」の条件もネックだ。同じ場所に1週間以上いる客は限られる。事業者にとっては、部屋が5日空いていても新たな予約を受け付けられない。